

# 江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 交付要領

## 1 目的

令和3年以來の高止まりが続く燃料費高騰による経営への影響が顕著な区内中小事業者（運輸・交通分野、農業・水産業分野）を対象に、経費負担軽減の一助として、年間売上高に応じて支援金（定額）を交付する。

## 2 交付対象者（交付要件）

交付対象者は、次の（1）～（4）に規定する全ての要件を満たす事業者（法人・個人）とする。

（1）次のいずれかの事業者であり、事業収入を得ていること。

分野	交付対象事業者	対象事業に必要な許可・届出、その他交付要件
運輸・交通分野	（ア）トラック運送事業者	一般貨物自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》
	（イ）軽貨物運送事業者	貨物軽自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》
	（ウ）タクシー事業者	一般乗用旅客自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》
	（エ）介護タクシー事業者	一般乗用旅客自動車運送事業 （福祉輸送事業限定）《関東運輸局東京運輸支局》
	（オ）貸切バス事業者	一般貸切旅客自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》
農業・水産業分野	（ア）農業者	区内圃場・事業所で野菜・花き等の栽培・出荷事業を展開していること
	（イ）淡水魚養殖事業者	区内養殖池で金魚等の養殖・出荷事業を展開していること
	（ウ）屋形船事業者	旅客不定期航路事業《関東運輸局東京運輸支局》
	（エ）釣り船事業者 （遊漁船）	遊漁船業《東京都》

（2）江戸川区内に本店（個人にあつては住所）を有する中小企業者であること。

交付対象事業者	中小企業者の定義
トラック運送事業者、軽貨物運送事業者 タクシー事業者、介護タクシー事業者 貸切バス事業者、農業者、淡水魚養殖事業者 屋形船事業者	資本金3億円以下又は従業員300人以下
釣り船事業者（遊漁船）	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

（3）交付申請時において、法律等に基づく事業に必要な許可・認定・資格等を全て有し、交付対象事業を継続していること。

（4）確定申告を行っていること。

### 3 交付額

交付対象事業者が営む交付対象事業での年間売上高（税抜）に応じ、次の区分ごとに支援金（定額）を交付する。

交付対象事業者 【 】は交付対象事業	交付要件 ※税抜	支援金
トラック運送事業者 【一般貨物自動車運送事業】	年間売上高 150,000 千円未満	50 千円
軽貨物運送事業者 【貨物軽自動車運送事業】	年間売上高 150,000 千円～300,000 千円未満	100 千円
	年間売上高 300,000 千円以上	200 千円
タクシー・介護タクシー事業者 【一般乗用旅客自動車運送事業 ・同 福祉輸送限定】	年間売上高 30,000 千円未満	50 千円
貸切バス事業者 【一般貸切旅客自動車運送事業】	年間売上高 30,000 千円～150,000 千円未満	100 千円
	年間売上高 150,000 千円以上	200 千円
農業者 【野菜・花き等の栽培・出荷事業】	年間売上高 5,000 千円未満	50 千円
淡水魚養殖事業者 【金魚等の養殖・出荷事業】	年間売上高 5,000 千円～10,000 千円未満	100 千円
屋形船事業者 【旅客不定期航路事業】		
釣り船事業者（遊漁船） 【遊漁船業】	年間売上高 10,000 千円以上	200 千円

※1 事業者が複数の交付対象事業を営んでいる場合においても、申請は1 事業者1 回限りとする。

### 4 支援金の交付申請

交付対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、「江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書」（様式第1号）に必要事項を記入し、下記（1）～（4）の書類を添えて、受付期間内に申請（郵送）するものとする。

申請期間は令和6年5月1日（水）から7月31日（水）までとし、当日消印有効とする。

（1）履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は運転免許証、又は保険証の写し※）

※保険証の場合は被保険者等記号・番号の欄を見えないように消すこと。

（2）事業の許可等を受けたことを証する書類の写し（除：農業者・淡水魚養殖事業者）

・「2 交付対象者（交付要件）」の項参照

（3）支援金の振込先口座の通帳の写し

・金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

(4) 確定申告関係書類の写し

分野	提出書類
ア 法人	(ア) 確定申告書別表一の控え ※1、※2、※3
	(イ) 法人事業概況説明書の控え (2枚 (両面))
	(ウ) 事業概況報告書の控え ※1、※3、※4
	(エ) 損益明細表の控え ※1、※3、※4
	(オ) 上記 (ア) ~ (エ) で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等 ※3

- ※1 : 申請対象期間は令和4年4月~令和6年4月の期間内に属する1会計年度とする。  
 ※2 : 収受印か e-TAX 受付日時・受付番号が記載されていること。押印・記載がない場合は、納税証明書 (その2 所得金額の証明: 税務署発行)、送信票、受信通知のいずれかを添付すること。  
 ※3 : 特段の記載なき場合は、「税抜き金額」として扱う。  
 ※4 : 関東運輸局東京運輸支局への報告書類 (対象: トラック運送事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者のみ)

分野	提出書類
イ 個人	(ア) 確定申告書 (第一表・第二表) の控え (2枚 (両面)) ※1~4
	(イ) 所得税青色申告決算書の控え又は白色申告収支内訳書の控え (2枚) ※2、4
	(ウ) 上記 (ア) (イ) で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等 ※2、4

- ※1 : 個人番号 (マイナンバー) 欄は見えないように消すこと。  
 ※2 : 申請対象期間は令和4年4月~令和6年4月の期間内に属する1会計年度とする。  
 ※3 : 収受印か e-TAX 受付日時・受付番号が記載されていること。押印・記載がない場合は、納税証明書 (その2 所得金額の証明: 税務署発行)、送信票、受信通知のいずれかを添付すること。  
 ※4 : 特段の記載なき場合は、「税抜き金額」として扱う。

<b>郵送先</b>	〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル2F パーソルワークスデザイン株式会社 (江戸川区受託事業者) 江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター 宛
------------	---

※ (一社) 東京都トラック協会江戸川支部の会員の方は以下の住所に申請書類を郵送でお送りください。

【郵送先住所】 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 7-28-8 (トラック会館)  
 【電話番号】 03-5674-1211

5 支援金の交付

申請書類等の審査を行い、交付を決定した場合には、交付決定通知書 (様式第2号) により通知し、申請の口座へ入金する。

審査及び調査の結果、交付要件を満たさないと決定したときは、不交付決定通知書 (様式第3号) により通知する。

## 6 支援金の返還

支援金の交付決定を受けた事業者が次のいずれかに該当したときは、「江戸川区補助金等交付規則」に即して、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、交付を受けた事業者に対して交付した支援金の返還を命じるものとする。

- (1) 交付要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 支援金交付申請書兼請求書又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。